

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

守谷市 松丸 修久

市町村名 (市町村コード)	守谷市 (302400)
地域名 (地域内農業集落名)	大井沢地区 (東板戸井、大木、西板戸井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月30日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・現在の耕作者が10年後も継続して耕作する予定のため、田んぼについては、耕作者は確保できている。
- ・排水路が一部崩落しているので、修復が必要である。
- ・過去、2回土地改良を行っているため、現状、基盤整備の予定はないが、さらなる集約化を検討する場合は、高低差をなくす基盤整備が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物として、現在の耕作者が将来も続けていく意向のため、現状を維持しつつ、集約可能な場所については、集約化を進める。
- ・スマート農業を取り入れるために、RTKの基地局を設置するなどしていきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	195.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	195.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、担い手への農地の集積・集約を進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
中心経営体が高齢化や病気等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地利用最適化推進委員等の地域の相談役と連携を図り、新たな受け手への付け替えをすすめることができるよう、農地中間管理機構を通じて、中心経営体への貸し付けを進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
過去に2度、基盤整備を行っているため、当面、基盤整備の予定はないが、助成金等の資金が確保できるのであれば、高低差をなくす等の基盤整備を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①ハクビシン等による被害が出ているので、罠を設置する等、駆除対策を行う。 ②農業経営のアプリや自動操舵システムを活用している。スマート農業をさらに促進するために、RTKの基地局を設置することを検討したい。				